

# 環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の概要

## 1. 背景

平成 23 年 12 月 26 日に施行を予定している東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第 72 条第 5 項から同条第 10 項まで、第 13 項、第 15 項及び第 17 項の規定に基づき、環境影響評価法の特例に関する環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を定めるもの。

※以下において使用する言語は、法において使用する用語の例による。

## 2. 概要

法第 72 条に規定された環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「アセス法」という。）の特例手続（以下「特例手続」という。）について、手続の詳細を現行の環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）及び環境影響評価法施行規則（平成 10 年総令第 37 号。以下「施行規則」という。）を参考に規定している。主なポイントについては以下のとおり。

- 特定評価書の縦覧方法について、被災地を離れている地元住民の利便性を考慮し、特定評価書を被災関連市町村等のウェブサイト等で公表する旨規定する。（第 2 条関係）
- 関係都道府県知事等の意見提出期間については、アセス法に基づく手続における準備書についての意見提出期間（120 日）の半分の 60 日とする。（第 4 条関係）
- 認可を行う者、環境大臣の意見の提出期間について、認可を行う者は、第 4 条の関係都道府県知事等の意見提出期間に合わせて、意見提出期間は 60 日とし、このうち環境大臣の意見提出期間を 30 日とする。（第 6 条・第 7 条関係）

## 3. 今後の予定

施行：平成 23 年 12 月 26 日（月）